一般質問（5）、決算・補正予算の審査から（1）

22年度よりいよいよ動き出すか!? 東伏見駅周辺への公共施設設置へ

稲垣　裕二（自民）

東伏見駅周辺について

質問 空き店舗を活用した公共施設設置を再三提案したが、その後の検討状況は。

市長 庁内検討組織を立ち上げ、先進事例の視察を行った。平成22年度には実態把握や地元商店会と協議を行い、できるだけ早く具体的な方策をまとめたい。

質問 住民票等自動交付機等も同時設置する考えか。

市長 自動交付機の設置も含めて考え方をまとめる。

質問 3・4・17号線（東伏見駅～青梅街道間）は将来的にしっかりと完成させるのか。市の考えを問う。

市長 優先整備路線の検討状況等を踏まえ検討したい。

中学校給食について

質問 現時点では親子方式での実施が現実的だが、今後、超長期的には自校方式の検討をすべきでは。

教育長 現時点では答申を尊重し粛々と実行していく。

質問 親校となる小学校の給食の内容・中身の実質低下の危険性、地場野菜導入率低下等の問題への対応は。

答弁 現在の質を落とさないよう検討している。

商業振興について

質問 現状とは別に、新たな視点に立った補助事業の創設を考えるべきでは。

市長 提案内容を含め、活性化に寄与する総合的支援の仕組みについて検討する。

田無駅南口広場の実現に向け 市長は動きはじめよ

遠藤　源太郎（自民）

質問 国の行政刷新会議の事業仕分けが当市の22年度予算編成に及ぼす影響は。

答弁 影響が懸念される。

質問 合併10年目の22年度以降、国の支援が減少するが、後期基本計画の実現は。

答弁 行財政改革の取り組みの強化などで対応する。

質問 中学生までの医療費無料化を22年度も継続せよ。

答弁 国の動向による。

質問 ＩＨＩ跡地開発は順調ではない。情報を早く知らせよ。道路整備や公園整備に住民の声を反映させよ。

答弁 最大限努力していく。

意見 田無駅南口は市で一番広い市域を担い、人口増も予測される。はなバスも

向台植物公園（向台３丁目）

戸町３丁目、ひばりが丘４丁目、向台町２丁目の整備を実施。今後も豪雨情報などを的確にとらえ、市民の生命と財産を守るため計画的に整備を推進する。

意見 ひばりが丘４丁目、保谷町５丁目の溢水地域の方々は、豪雨時夜も眠れない不安な時を過ごすことがある。計画の前倒しも含め、早急な対応を強く要望する。

西東京市事務事業評価報告書
（平成21年12月発行）

石神井川・市内公園行政・市内溢水地域について

小林　たつや（自民）

質問 石神井川の水質及び行政のかかわり方について。

答弁 市内には47カ所のはけ口があり、一部基準値を超えた箇所もあるが、川の水質は環境基準をクリアしている。行政としては、市民・ＮＰＯを巻き込みながら参加型環境学習事業等を通し、水に親しめる整備等にかかわっていきたい。

意見 都の工事を待つばかりでなく、積極的な対応を。

質問 向台植物公園の現状、ドッグラン設置の対応、（仮称）東伏見公園の現状について。

答弁 植物公園は「自然を見つめる会」の皆様との協働により整備を進めている。ドッグランについては、引き続き検討していく。東伏見公園整備では、市民意見の反映を都に求めていく。

質問 市内溢水地域に関する対策の現状と今後は。

答弁 市内50カ所の溢水を確認している。今年度は谷

予算編成過程の可視化と協働で 厳しい財政状況を乗り切れ!!

納田　さおり（無所属）

質問 深刻な不況の影響により22年度の歳入は大きな打撃を受ける。限られた財源の中での予算編成には、事業仕分けのような優先事業の可視化も必要だが、縮小・廃止が検討される事業を市民がどうしたいのかと問いかける機会を設け、自助の拡大による市民協働によって、事業の再構築を図ることも重要ではないか。

答弁 事務事業評価の中で、市民意見の反映を行っているが、さらに施策評価の効果的な運用によって予算編成手法の充実を図っていく。

質問 在宅介護は、医療との効果的な連携なしには充足されない。脳卒中ネットワークや地域リハビリテーションなど、医療と福祉のたゆまぬ連携を支える事業の進捗状況は。

答弁 圏域の協議会や検討会で取り組みを進めている。

質問 中学校通級は開設準備段階から保護者が参加することで、より充実した運営をもたらすことができるが。

答弁 懇談会を行い、保護者の意見を聴取している。

意見 発達障害の生徒への適切な対応から、中学校通級と不登校対応のスキップ教室との連携が重要である。

意見 樹木管理が主体の現条例から市民協働を主軸とする「花とみどりのまちづくり条例」の制定を求める。

決算・補正予算の審査から

平成20年度決算については、去る9月29日から10月5日までの5日間にわたり決算特別委員会を開催して審査を行いました。また、平成21年度補正予算については、12月16日に予算特別委員会を開催して審査を行いました。ここでは、その主な内容についてお知らせします。

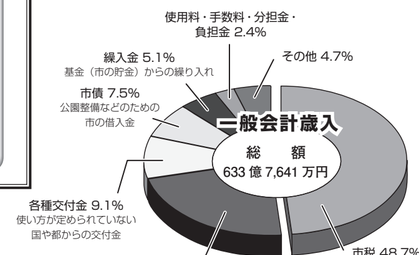

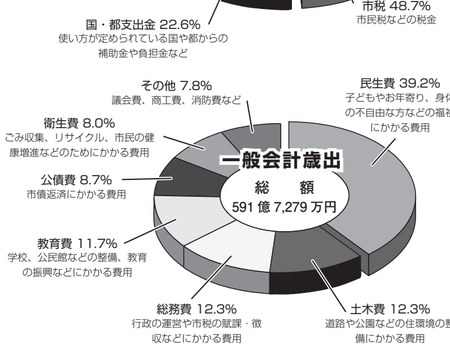

＜平成 20 年度各会計決算の概要＞

会計名		収入済額	支出済額	収入支出差引額
一般会計		633 億 7,641 万円	591 億 7,279 万円	42 億 362 万円
特別会計	国民健康保険	178 億 7,064 万円	174 億 1,212 万円	4 億 5,851 万円
	下水道事業	84 億 5,002 万円	84 億 4,841 万円	162 万円
	受託水道事業	5 億 2,609 万円	5 億 2,609 万円	
	中小企業従業員退職金等共済事業	1 億 6,633 万円	1 億 54 万円	6,579 万円
	老人保健（医療）	13 億 2,083 万円	12 億 8,817 万円	3,266 万円
	駐車場事業	1 億 8,240 万円	1 億 7,289 万円	952 万円
	介護保険	95 億 6,780 万円	94 億 1,442 万円	1 億 5,338 万円
	保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業	27 億 2,410 万円	23 億 6,679 万円	3 億 5,730 万円
	後期高齢者医療	27 億 7,512 万円	27 億 108 万円	7,404 万円
合計		1,069 億 5,974 万円	1,016 億 330 万円	53 億 5,644 万円

平成20年度決算

◆一般会計

【主な質疑項目】
・学童クラブ育成料・保育所運営費の滞納の原因把握、確信犯的滞納者への対応策について
・イングビル空き店舗の状況、収入未済額、建物の耐用年数について
・高齢者配食サービスの実績増と高齢者の安否確認の意義について
・スポーツ施設、こもれびホールの指定管理者制度に対する市民意見の集約、料金設定について
・権利擁護事業の支援体制の強化、地域包括支援センターとの連携について
・ごみ３事業の数値的な評価、審議会への諮問と市長の政治決断について
・地域防災行政無線設備のデジタル化の効果について
・災害時における避難所の被災者のプライバシーの確保、ミルクの備蓄状況、医薬品処分について
・農業振興計画と東大農場との連携について
・街路灯のＬＥＤへの切りかえ、費用対効果、今後の取り組みについて
・学校給食における地場野菜仕入れ体制と教育委員会の携わり方について
・小中学校の光熱水費の増加傾向の総括、各学校の取り組みについて
・就学援助事業の受領委任払い制度の周知、所得制限について
・成人式事業の総括、市長部局への移行について
・図書館のＩＣタグ導入の効果、返却督促について

【結果】 賛成全員で認定

◆国民健康保険特別会計
◆下水道事業特別会計
◆受託水道事業特別会計
◆中小企業従業員退職金等共済事業特別会計
◆老人保健（医療）特別会計
◆駐車場事業特別会計
◆介護保険特別会計
◆保谷駅南口第一種市街地再開発事業特別会計

【結果】 賛成全員で認定

◆後期高齢者医療特別会計

【結果】 賛成多数で認定

平成21年度補正予算

◆一般会計

【説明】 歳入歳出予算の総額に４億４千519万６千円を追加するとともに、子育て応援特別手当支給事業費で設定した繰越明許費を廃止するもの。

歳入の主なものは、生活保護費等負担金の増及び子育て応援特別手当交付金の皆減に伴う国庫支出金の増額１億３千27万円、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金の創設に伴う都支出金の増額４千727万３千円、財政調整基金繰入金の増額２億３千800万円。

歳出の主なものは、生活つなぎ資金及び生活保護法による扶助費の増額と子育て応援特別手当支給事業費の皆減による民生費の増額２億７千49万円、新型インフルエンザワクチン接種費用の補助制度創設に伴う衛生費の増額６千333万４千円、消防団の消防ポンプ車のＡＥＤの搭載に伴う消防費の増額306万４千円、東京都区市町村振興基金の繰上げ償還に伴う公債費の増額９千286万３千円。

【主な質疑項目】
・幼児２人同乗用自転車購入費助成の申請状況と今後の見込みについて
・生活つなぎ資金の申請傾向、所得制限、連帯保証人、貸付の返済率、ハローワークとの連携について
・新型インフルエンザワクチン接種の公費負担に対する特別地方交付税措置、対象者への周知方法について
・消防ポンプ車のＡＥＤ設置導入に至る根拠と効果、市全体の管理について
・子育て応援特別手当支給事業費の廃止の市長の見解について

【結果】 賛成全員で可決

委員会の審査から、臨時会の審議から、決算・補正予算の審査から（2）

委員会の審査から

議案や皆さんから提出された請願・陳情は、原則として所管の常任・特別委員会等で審査を行います。ここでは、第４回定例会で議決された主な議案等の審査の概要をお知らせします。

○企画総務委員会

「市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」
「市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」
「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」

【説明】 特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、平成22年４月から、議長の報酬月額を65万円から64万２千円に、副議長を58万円から57万４千円に、各委員会委員長を57万円から55万７千円に、議員を55万円から54万円に、市長の給料月額を105万円から101万３千円に、副市長を90万円から89万８千円に、常勤の監査委員を70万円から69万６千円に、教育長の給料月額を81万円から79万７千円に、それぞれ引き下げるもの。

【主な質疑等】

問 期末手当の20％加算が一部の市民の間で問題視され、これまで陳情も提出されてきた。いわゆる役職加算について、平成２年度から導入された期末・勤勉手当の職務段階等に応じた加算は、民間企業では役職段階により相当の差異が認められる賞与の配分傾向を公務員に反映させたものだと認識しているが、これでよろしいか。

答 そのとおりだ。

問 審議会の会議録を読ませていただいた。市長も目を通したと思うが、どういう感想をお持ちか。

答 まず、率直に委員の皆様のご尽力に感謝したい。

今回の審議は４月30日から11月17日の答申の日まで全８回開催されている。この開催回数は本市では初めてであり、他市でも例を見ない回数だと思っている。

また、慎重かつ熱心な審議をし、広く深くご議論いただき、その成果としてしっかりした内容の答申をいただけたと考えている。

【結果】 賛成全員で可決

※なお本会議では賛成多数で可決された。

○文教厚生委員会

「認証保育所等認可外保育所保護者助成の増額に関する陳情」

【趣旨】 認証保育所等認可外保育所に児童を入所させている保護者への助成の増額を求める。

【主な質疑等】

問 増額した場合の影響は。

答 現行の助成金は月５千700円で、助成の対象となる認可外保育所等の利用者は11月１日時点で約340人いる。仮に助成金を１万円とした場合は年間１千700万円の増額となる。また、多摩地域で助成を実施している13市の中で最高助成額の２万円とした場合は年間５千800万円の増額となる。

問 今後どういう方向で考えているのか。

答 増額したいが、財政状況が厳しく調整中である。

問 定額助成を実施している市の平均助成額は。

答 市によって制度がまちまちなため算出していない。１万円前後と思われる。

【結果】 賛成全員で採択

○建設環境委員会

「西武池袋線の連続立体化に調布保谷線横断部分も含めるよう求める陳情」

【趣旨】 西武池袋線の連続立体化検討区間に調布保谷線付近を含めた地区構想を市で立てるとともに、東京都に要請することを求める。

【主な質疑等】

問 この付近が連続立体化の検討対象区間でない理由は。

答 調布保谷線については鉄道をアンダーパスする計画が既にあることから、都の踏切対策基本方針では、この部分が連続立体化の検討区間の切れ目となっている。

問 市では地区構想を立てて東京都に要請するとなると、財源的に担保された計画が必要かつ。陳情者のいう地区構想をどのように考えているか。

答 連続立体化事業は現行制度上、当該市は13・５％の財政負担が必要である。連続立体化は基本的に広域で対応していくものと考えており、現在、多摩北部都市広域行政圏協議会で中長期的に取り組んでいる。陳情にある地区構想の具体的な内容は想定できていない。

【結果】 賛成全員で採択

西武池袋線の踏切

臨時会の審議から

市議会議員、市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の期末手当支給割合を改めることなどについて審議を行うため、11月30日に第４回臨時会を開催しました。ここでは、第４回臨時会で議決された議案の審議の概要をお知らせします。

「市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」
※議員から提出されたものであり、説明は提出した議員が行った。

【説明】 人事院勧告及び東京都人事委員会勧告並びに西東京市特別職報酬等審議会答申を尊重し、議員報酬の期末手当の支給割合を、６月に支給する期末手当は215／100を195／100に、12月に支給する期末手当は235／100を220／100に改め、年間支給月数を４・35月分引き下げて４・15月とするもの。

議会議員の期末手当についても、本来は特別職報酬等審議会の答申に基づいて市長提案により行われるべきだが、本年５月に出された異例の人事院の臨時勧告を受け、暫定的な措置として６月の期末手当の改正を議員提案により行った経過を踏まえ、今回も議員提案により改正する。

【結果】 賛成全員で可決

「市長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」
「教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」

【説明】 民間事業所における賞与の支給月数、及び人事院勧告による国家公務員の期末手当の支給割合の減を考慮し、一般職の職員に対する期末・勤勉手当の年間支給月数を4.5月から４・35月分引き下げて４・15月とする東京都人事委員会勧告の趣旨を踏まえ、特別職報酬等審議会に諮問し、答申を得た。

本年度６月期の市長、副市長、常勤の監査委員及び教育長の期末手当に限り、暫定的な特例措置として、２・15月分を支給するところ、0.2月分減じて１・95月分を支給したが、期末手当の年間支給割合が確定したため、６月に支給する期末手当は215／100を195／100に、12月に支給する期末手当は235／100を220／100に改める。

【結果】 賛成全員で可決